

社会福祉法人信濃川令終会 役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信濃川令終会（以下「当法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び各種委員等が法人業務に携わった時の諸経費について必要事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、当法人の理事、監事、評議員をいい、各種委員等とは、第三者委員、評議員選任・解任委員、入所検討委員、運営推進委員等をいう。

第2章 報酬等

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態及び勤務状況に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（定期的に週1回以上出勤する役員）については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- (3) 各種委員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表4のとおり、費用を弁償する。

(費用弁償)

第4条 各種委員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け別表4の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が委員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、給与規程第22条の規定に準ずる額
- (4) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定

めるものとする。

(1) 報酬については、別表第3に定める額

(2) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。支給方法は次のとおりとする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、又は休日にあたるときは、給与規程第3条第2項に準じた日とする。

(2) 賞与については毎年6月及び12月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬及び各種委員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

第3章 雑 則

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人信濃川令終会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成26年8月1日施行)は、廃止する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

(1) 理事長

勤務状況(1日6時間以上)	報酬の額
週1日従事の場合	月額 100,000円
週2日従事の場合	月額 150,000円
週3日従事の場合	月額 200,000円
週4日従事の場合	月額 250,000円
週5日従事の場合	月額 300,000円

(2) 常務理事

勤務状況(1日6時間以上)	報酬の額
週1日従事の場合	月額 60,000円
週2日従事の場合	月額 110,000円
週3日従事の場合	月額 160,000円
週4日従事の場合	月額 210,000円
週5日従事の場合	月額 260,000円

※ 理事に対する報酬等については、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理状況その他を考慮して、不当に高額なものとならないようにするため、国税庁実施の民間給与実態統計調査における役員平均年収額を参考とする。

※ 参考 国税庁実施 民間給与実態統計調査

(平成25年度)

全国平均(全体451万人) 613万円 (月額 51万円)

(平成26年度)

全国平均(全体462万人) 607万円 (月額 50万円)

(平成27年度)

全国平均(全体462万人) 629万円 (月額 52万円)

別表 2 (常勤役員等の賞与)

6月賞与	報酬月額×1か月分
12月賞与	報酬月額×1か月分

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	7,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円

(3) 監事

	日額
監事監査・理事会等会議への出席	10,000円

別表 4 (各種委員等の費用弁償)

(1) 各種委員会及び会議等に出席した場合

長岡市内	2,000円
その他	3,000円